広報南二番町交番６月号

発行：南二番町交番
☎６２２－４４０６

外国人の不法滞在・不法就労防止にご協力を!

■不法滞在者とは？？？

①不法残留者
（入管法に基づき合法的に在留することができる期間経過後も本邦に滞在（いわゆる「オーバーステイ」）する外国人）

②不法在留者
（不法に本邦に入国又は上陸した後、引き続き不法に在留する外国人）

■不法就労とは？？？

①不法滞在者や被退去強制者が働くケース
（密入国者や在留期限が切れた人、退去強制されることが既に決まっている人が働くなど）

②出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース（観光等短期目的で入国した人が働く、留学生、難民認定申請中の人が許可を受けずに働くなど）

③出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース
（外国料理のコックや語学学校の先生として働くことを認められた人が、認められた仕事以外の工場等で単純労働者として働くなど）

注意

事業主も処罰の対象となります！
○不法就労させたり、不法就労をあっせんした人
⇒　３年以下の懲役・300万円以下の罰金又は併科

外国人を雇用する際に、不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していないなどの過失がある場合には、処罰を免れません。

しっかり確認を！

身の回りに不審な「ヤード」はありませんか？

ヤードって何？

周囲が鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として、自動車等の保管・解体、コンテナ詰め等の作業のために使用していると認められる施設をいいます。

ヤード対策をやる重要性とは？

ヤード等の一部は、**盗難自動車**の保管や解体のほか、**不正輸出の拠点**になったり、**不法滞在外国人等の稼働・い集場所になっているなど犯罪の温床となりやすい**ので、そういった犯罪インフラの基盤を作らせないためにも対策することは重要となります。

実態把握
各種警察活動により情報収集を行っています。
不審なヤードと思われるものを見つけた場合、皆様からの情報提供をお願いします。

実態解明
自治体をはじめとする関係機関、地域住民皆様から寄せられた幅広い情報を集約して、違法なヤードなのかなどの実態を解明していきます。

取締り
把握したヤードが法令に違反していることが判明すれば、取締りを実施し、健全なヤードにおける事業を推進します。また、不法滞在外国人を把握した場合には、出入国在留管理庁と連携し、適切な処理を行っていきます。

70歳以上の方の運転免許更新

更新手続の前に高齢者講習の受講等が必要です

高齢者講習等は、有効期限の６か月前から自動車学校で受講できます（要予約）。高齢者講習等の御案内のはがきが届いたら、すぐに自動車学校へ予約をお願いします。

ご覧ください！県警ホームページ・SNS

随時更新しています！！

県警HP　ツイッター　インスタグラム　ユーチューブ

山形県警察官、警察行政職員　募集中！
詳しい情報は県警ホームページからご覧ください。

知らずに運転はダメ！！

電動キックボード等の新たな交通ルール

令和５年７月１日から、一定の基準を満たした電動キックボード等を「特定小型原動機付自転車」と呼んで、新たな交通ルールを適用することになるよ。

【これまで】（令和５年６月30日まで）

区　分	原動機付自転車

【これから】（令和５年７月１日から）

区　分	一　般 原動機付自転車	特定小型 原動機付自転車	（参考） 普通自転車
	スクーターなど 	電動キックボードなど 	
最高速度	30km／ｈ以下	20km／ｈ以下※1	―
運転免許	必要（原付免許以上）	必要なし	必要なし
年齢制限	16歳以上（原付免許）	16歳以上（罰則あり）	制限なし
ヘルメット	必要（点数１点）	努力義務（罰則なし）	努力義務（罰則なし）
ﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄ	必要（市町村発行）	必要（市町村発行）	必要なし
自賠責保険	必要（罰則あり）	必要（罰則あり）	必要（罰則なし）※2

すべての電動キックボード等が特定小型原付に当たるわけではなく、基準を超えるものは、一般原付以上の交通ルールが適用されるんだ。
通行場所は、特定小型原付であれば、自転車道や自転車専用通行帯は通行できるけど、歩道や路側帯は通行してはいけないよ。

※１　当該速度を超えて走行することができない構造のもの。このうち最高速度が６km／ｈ以下で条件を満たすものは、特例特定小型原動機付自転車と呼んで、自転車通行可能な歩道や路側帯を通行することができます。ただし、歩行者の通行を妨げてはいけません。

※２　山形県自転車条例による。

通行方法などに関する詳しい解説はこちら

警察庁ウェブサイト特設ページ

山　形　県　警　察

夏はぼんやり運転に注意！

ぼんやり運転 ： 集中力や注意力が低下した状態で運転すること

ぼんやり運転による重大事故（正面衝突・車両単独事故）の発生状況

【過去5年間（H30～R4）、②③④は7月、8月を分析】

①【月別の発生状況】

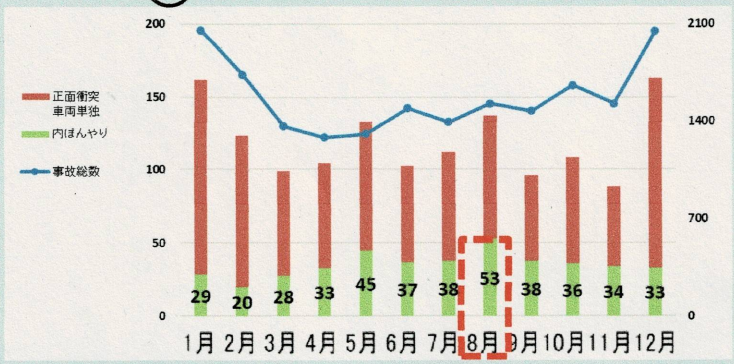

②【時間帯別の発生状況】

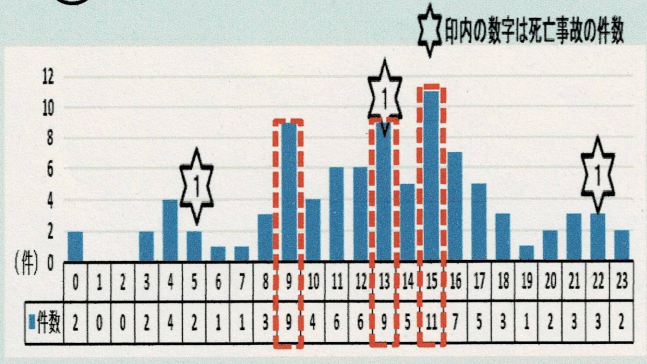

③【単路・交差点別】

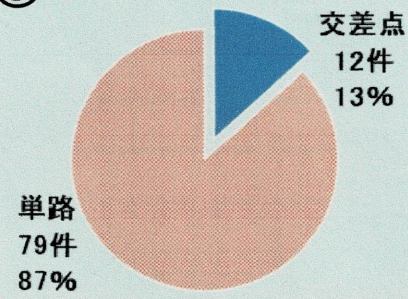

④【市街地・非市街地別】

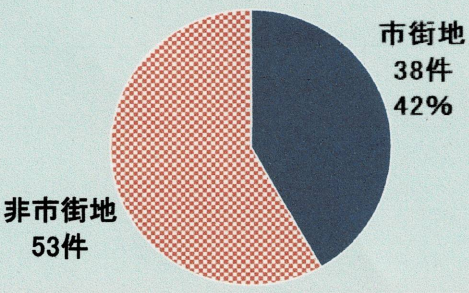

ぼんやり運転による
重大事故は
8月が最多
発生状況は、
9時、13時、15時
郊外の単路
で多発傾向!!

夏の交通事故防止のポイント

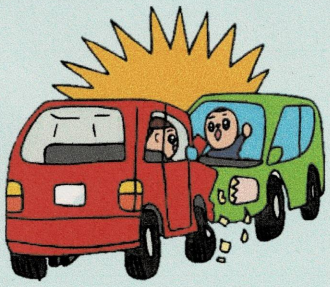

①遠出する時は、**余裕を持った日程**

②**こまめな休憩**
夏は、暑さで疲れが溜まりやすい季節
疲れや眠気を感じたら無理せず休憩

③スピードに注意！
スピード出し過ぎは、事故の元

④目の前だけでなく、周囲の安全確認を
壁の先から子供が出てくるかも？
「**前後左右、目配り運転！**」で安全運転

その思いを　山形の最前線へ

～山形県警察　令和５年度採用案内～

令和５年度警察官採用試験の受験案内は、令和５年４月18日（火）より配布します。

受験案内の入手方法

①ホームページから入手する場合

山形県職員採用案内ホームページからダウンロードできます。

（https://www.pref.yamagata.jp/800003/kensei/police/boshuu/employments/employment.html）

②直接受け取る場合

山形県警察本部、県内各警察署、交番、駐在所などで受け取ることができます。

★採用に関することは山形県警察採用案内ホームページへ

ツイッター、インスタグラムでも情報発信しています！

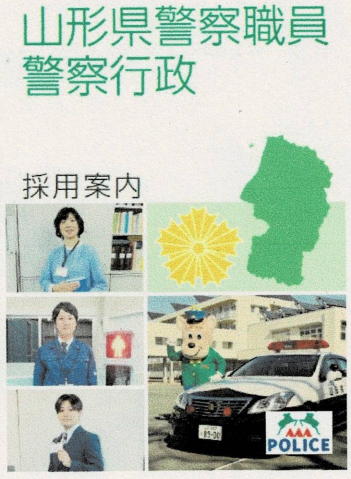

ホームページやSNSで警察の仕事の魅力を発信中！

ホームページ

twitter

Instagram

YouTube